

産保第1875号
令和6年12月6日

特定製造事業所長様

千葉県防災危機管理部産業保安課長
(公印省略)

高压ガス保安法の遵守について（通知）

本県の高压ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）適用事業所において、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号、以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づく許可を受けることなく製造のための施設の変更を行った事例、法第14条第2項の規定に基づく軽微な変更の工事に係る届出を行わなかった事例、法第63条第1項の規定に基づく届出を行わなかった事例が複数確認されています。

原因としては、法令に係る担当者の誤った判断や組織としての確認体制が不十分であったために起こったものと考えられます。

貴事業所におかれましては、改めて許可申請・届出等に係る法手続きや、国の「高压ガス・石油コンビナート事故対応要領」における事故の定義等を確認していただくとともに、法令等の手続きに係る管理体制の強化等により、法の遵守を徹底していただきますようお願いします。

担当
千葉県防災危機管理部
産業保安課保安対策室
TEL 043-223-2736
FAX 043-227-3548

関係法令

高圧ガス保安法

(製造のための施設等の変更)

第十四条 第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(事故届)

第六十三条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

石油コンビナート等災害防止法

(異常現象の通報義務)

第二十三条 特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩えいその他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救助機関その他の関係機関に通報しなければならない。